○非常勤嘱託員等に対する通勤手当相当分の報酬等支給要領の制定について (平成17年11月30日島警乙第1421号本部長例規通達)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第71号)が平成17年12月1日から施行されることに伴い、自転車等使用者の通勤手当相当額の基礎月額を改める必要が生じたこと、及び臨時的職員がバスで通勤する場合の支給額の算出方法を職員の算出方法に準じて改める必要が生じたことから、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成17年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

非常勤嘱託員等に対する通勤手当相当分の報酬等支給要領

第1 目的

この要領は、非常勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)及び臨時的職員の勤手当相当 分の支給の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 支給対象職員

(1) 嘱託員

所属長が次に定める要件のすべてに該当する職員のうち、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。)第10条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の例による支給要件を具備する者とする。

ア 所属長が指定する勤務日が月16日以上あり、かつ、通勤回数が月16回以上であること。

- イ 所属長が指定する勤務時間が月124時間以上であること。
- ウ 他の規定により通勤手当及びそれに類するものを支給されないこと。
- (2) 臨時的職員

任用期間が1か月以上の臨時的職員のうち、給与条例第10条第1項に規定する職員の例による支給要件を具備する者とする。

第3 支給額の算出方法

- 1 支給額を算出する際の基礎となる月額(以下「基礎月額」という。)は、次による もののほか、職員の通勤手当の支給方法に準じて算出した額(ただし、その額が 12,000円を超える場合には、12,000円)とする。
 - (1) 交通機関等利用者

支給単位期間が 1 か月である職員に対する通勤手当と同様に算出した額(ただし、その額が12,000円を超える場合には12,000円とし、1 円未満は切り捨てる。)とする。

ア 嘱託員

- ⑦ JR、私鉄
 - a 定期券を発行している場合 定期券価格と回数券価格(平均1か月当たりの通勤所要回数分(上限21 日))を比較して、低廉となるもの
 - b 定期券を発行していない場合

回数券「平均1か月当たりの通勤所要回数分(上限21回分)」

(化) バス

回数券「平均1か月当たりの通勤所要回数分(上限21回分)」

- イ 臨時的職員
 - ⑦ JR、私鉄

定期券(定期券がない場合は回数券21回分)

(化) バス

定期券価格と回数券価格(回数券21回分)を比較して、低廉となるもの

(2) 自転車等利用者

別表の自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の基礎月額の欄に掲げる 額とする。

(3) 併用者

前記(1)及び(2)によりそれぞれ算出し、合計した額(ただし、その額が12,000円を 超える場合には、12,000円)とする。

2 支給額は、前記1の基礎月額を用いて、次の算出方法により得られた額(10円未満 の端数は切り捨てる。)とする。

なお、この方法により難い場合は、所属長は、警務部警務課長と協議して決定する ものとする。

(1) 嘱託員

ア 交通機関等利用者

- の 月の初日から末日まで在職する場合 その月の支給額は基礎月額(10円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- (イ) 前記(ア)以外の場合
 - a 定期券を用いて基礎月額を算出した場合 基礎月額×所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数(上限21)× 1/21
 - 前記 a 以外の場合

所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数(上限

: 算出に用いた平均1か月当たりの通勤所要回数) 基礎月額× 算出に用いた平均1か月当たりの通勤所要回数

イ 自転車等使用者

基礎月額×所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数(上限21)×1/21

(2) 臨時的職員

ア 月の初日から末日まで在職する場合

その月の支給額は基礎月額(10円未満の端数は切り捨てる。)とする。

イ 前記ア以外の場合

支給対象日数

その月の現日数から週休日を除いた日数

※ 支給対象日数=週休日を除いた日数

3 前記2において、併用者は、前記1の(1)により算出した額から優先的に充当する

ものとする。

4 支給制限

- (1) 嘱託員及び臨時職員が休暇又はその他の理由により月の全日数にわたり勤務しないこととなるときは、その月の通勤手当相当額は支給することができない。
- (2) 全日を欠勤した場合、前記2に規定する支給額から次の額を減額する。

ア 嘱託員

前記2の(1)において、該当する算式(交通機関等利用者は前記2の(1)のアの(4)の算式を用いる。)の「所属長が指定した勤務日に応じた通勤所要回数」を「通勤所要回数のうち、欠勤により通勤しなかった回数」に置き換えて算出した額

イ 臨時的職員

前記2の(2)のイの算式の「支給対象日数」を「全日欠勤した日数」に置き換えて算出した額

第4 基礎月額の認定

- 1 通勤の届出
 - (1) 所属長は、嘱託員及び臨時的職員が新たに給与条例及び給与規則に規定する支給対象職員の要件を具備した場合は、速やかに通勤届(様式第1号)を提出させること。届出内容に変更があった場合も同様とする。
 - (2) 前記(2)のうち、住居等の変更により支給対象職員でなくなった場合の届出は、通 勤届の様式に代わる届出で足りるものとする。
- 2 確認及び決定

所属長は、嘱託員及び臨時的職員から前記1による届出があったときは、その内容を確認し、支給すべき通勤手当相当額の基礎月額を決定、改定又は廃止するものとする。この場合において、通勤手当相当額基礎月額認定簿(様式第2号)に記載するものとする。

第5 支給の開始日等

1 支給の始期

新たに支給対象職員の要件を具備した場合は、その事実の生じた日から支給を開始する。ただし、届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日から支給するものとする。

2 支給の終期

支給対象職員の要件を欠いた場合は、その事実の生じた日の前日まで支給し、退職又は任用期間の満了により離職した場合は、その事実の生じた日まで支給する。

第6 基礎月額の改定日等

- 1 基礎月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた日から額を改定する。 また、第5の1のただし書の規定は、基礎月額を増額して改定する場合について準用 する。
- 2 前記1の改定において、第3の2の適用については、基礎月額をそれぞれ対応する 日数を用いて算出する。
- 3 運賃改定の際の取扱い

交通機関の運賃の改定に伴う通勤手当相当額の改定は、その運賃改定日から行うも

のとする。この場合、所属長は、第4の1の正規の届出に代えて、運賃の改定に伴う 負担額変更届(様式第3号)によりまとめて認定することができる。

第7 支給方法

(1) 嘱託員

報酬月額の当該月分と併せて支給する。

(2) 臨時的職員

所属長が定める日に給料の当該月分と併せて支給する。

第8 所得税法上の取扱い

所属長は、通勤手当相当額の支給に際しては、関係書類等において、他の給与と明確 に区分して取り扱うものとする。

第9 事後の確認

所属長は、通勤手当相当額の認定を受けている嘱託員及び臨時的職員について、その者が支給対象者としての要件を具備しているか又は通勤手当相当額の支給額が適正であるかを随時、調査して確認するものとする。

第10 その他

認定について、この要領に定めのない事項は、通勤手当認定要綱(平成元年5月18日 島警第1087号本部長例規通達)の例を準用すること。

別表 (第3関係)

自転車等の使用距離(片道)	基礎月額(円)	
	自転車等	自動四輪車
4 キロメートル未満	1,000	2, 100
4キロメートル以上6キロメートル未満	1,700	3, 500
6キロメートル以上10キロメートル未満	2,700	5, 500
10キロメートル以上14キロメートル未満	3, 900	7, 900
14キロメートル以上18キロメートル未満	5, 100	10, 200
18キロメートル以上22キロメートル未満	6, 200	12,000
22キロメートル以上26キロメートル未満	7, 300	12,000
26キロメートル以上30キロメートル未満	8, 400	12,000
30キロメートル以上34キロメートル未満	9, 400	12,000
34キロメートル以上38キロメートル未満	10,500	12,000
38キロメートル以上42キロメートル未満	11,500	12,000
42キロメートル以上	12,000	12,000

この表の適用に当たり、自転車等の使用距離(片道)が4キロメートル以上42キロメートル未満の場合において当該距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式 〔略〕